



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*15 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

(果樹園芸課)..... 1

規 則

和歌山県規則第15号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則 (昭和25年和歌山県規則第64号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u></p> <p>(登録証の様式) 第1条 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第127号。以下「法」という。) 第10条の規定により知事の交付する登録証は別記第1号様式による。</p> <p>(表示命令) 第3条 知事の定める普通肥料 (法第4条第1項7号若しくは第3項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料に限る。) の生産業者は、当該普通肥料を生産したときは、遅延なく、その容器又は包装の外部に知事の定める表示事項を表示しなければならない。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>(肥料の生産数量等の報告義務) 第7条 <u>次に掲げる普通肥料</u>の生産業者は、毎年2月末日までに、その前年中に生産した普通肥料及び普通肥料の生産に使用した普通肥料について、肥料の種類別数量及び価格を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第4条第1項第7号に掲げる普通肥料</u> (2) <u>法第4条第3項に規定する普通肥料</u></p>	<p><u>肥料取締法施行細則</u></p> <p>(登録証の様式) 第1条 <u>肥料取締法</u> (昭和25年法律第127号以下「法」という。) 第10条の規定により知事の交付する登録証は別記第1号様式による。</p> <p>(表示命令) 第3条 知事の定める普通肥料 (法第4条第1項7号若しくは同条第2項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料に限る。) の生産業者は、当該普通肥料を生産したときは、遅延なく、その容器又は包装の外部に知事の定める表示事項を表示しなければならない。</p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 削除</p> <p>第7条・第8条 略</p> <p>第9条 削除</p> <p>(肥料の生産数量等の報告義務) 第10条 <u>法第4条第1項第7号又は第2項に掲げる普通肥料</u>の生産業者は、毎年2月末日までに、その前年中に生産した普通肥料及び普通肥料の生産に使用した普通肥料について、肥料の種類別数量及び価格を知事に報告しなければならない。</p>

第8条 略

(輸入肥料の報告義務)

第9条 肥料の輸入業者が肥料を輸入したとき及び肥料の生産業者又は販売業者が輸入港において当該肥料の引渡しを受けたときは、遅滞なく当該肥料の種類別数量、価格、仕入先及び陸揚げの場所を別記第2号様式により知事に報告しなければならない。

(事故肥料譲渡許可証の様式)

第10条 肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和25年政令第198号)第7条の規定による事故肥料譲渡許可証は、別記第3号様式による。

第10条の2

(輸入肥料の報告義務)

第11条 肥料の輸入業者が肥料を輸入したとき及び肥料の生産業者又は販売業者が輸入港において当該肥料の引渡しを受けたときは、遅滞なく当該肥料の種類別数量、価格、仕入先及び陸揚げの場所を別記第2号様式により知事に報告しなければならない。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

(事故肥料譲渡許可証の様式)

第15条 肥料取締法施行令(昭和25年政令第198号)第4条の規定による事故肥料譲渡許可証は、別記第3号様式による。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第1条関係)

登録証

氏名又は名称及び住所

登録番号

登録年月日

登録の有効期限

肥料の名称

保証成分量その他の規格

肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定により上記のとおり登録する。

年 月 日

和歌山県知事 氏

名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第2号様式 (第9条関係)

輸入肥料陸揚届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

下記のとおり輸入肥料を陸揚げしましたから、肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第9条の規定により届け出ます。

記

肥料の種類	数量 (トン)	金額 (円)	仕入先	陸揚場所	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第3号様式 (第10条関係)

事故肥料譲渡許可証

氏名又は名称及び住所

許可番号

許可年月日

肥料の名称

譲渡許可数量

肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項の規定により、上記のとおり許可する。

年 月 日

和歌山県知事 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。